

第7回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1．日時：平成19年11月5日（月）16：00～16：43

2．場所：永田町合同庁舎2階 第2共用会議室

3．項目：厚生労働省との意見交換

「両立支援分野について」

4．出席者：【規制改革会議】白石主査、鈴木専門委員

【厚生労働省】

雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課 課長 定塚由美子

育児・介護休業推進室長 阿部 充

課長補佐 堀 泰雄

就業援助係長 影山 晃子

【規制改革推進室】事務局

5．議事：

（厚生労働省関係者入室）

白石主査 本日は、お忙しい中、お時間をちょうだいしましてありがとうございます。私、福祉・保育・介護TFを担当しております白石でございます、こちらは専門委員の鈴木でございます。

今日は30分しかお時間がございませんので、あらかじめこちらからの質問に対するご回答をいただいておりますので、この中から追加でお聞きしたいところや、重ねてお尋ねしたいところがございますので、直接質疑応答に入ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木専門委員 問1は法律の関係でございますので、ちょっと飛ばさせていただきます、問2ですけれども、聞き方が良くなかったのかもしれないですが、支給の申請件数と支給件数が同じ数でずっと並んでおりまして、むしろお聞きしたかったのは、計画を提出している認定前の認定申請の数です。もしお手元にありましたら教えていただけますでしょうか。

阿部室長 平成16年度の認定の申請件数は、ちょっとお待ちください。認定申請件数としては153件で、決定が147件になっています。実際の設置費、運営費での数なのですが、支給申請数が147、認定決定数と支給決定数は同じ147になります。この資料にある181との差については、いわゆる増改築分と遊具の分になります。

白石主査 それは平成19年度ですか。

阿部室長 まず平成16年度支給分です。181のうち設置費・運営費に係る分というのが支給決定件数で147になりまして、認定の申請時点では153ございまして、認定決定としては147になりますので、6件ほどそこでずれがあります。それから、平成17年度に関しましては、同様に認定申請が155件、認定決定が149件で、ここも6件の差がございまして。支給申請、支給決定につきましては、認定決定数と同じ149件になってございます。

白石主査 それは次のプロセスとも絡むので、私どもちょっと不勉強で教えていただきたいんですが、まず、うちはやりたいよというところが届け出をして、それで認定決定を受ける訳ですよ。それで、さらに認定を受けたところから期間内に支給申請を出しますよね。それで決まったらお金が出るということなので、常識的に考えても、認定決定の方が上回っていないければいけないような気がするんですけども。

阿部室長 認定決定したものは、自分のところで助成金がもらえると思っておりますから、きちんと設置・運営すれば、当然その数だけは申請も出てきて、それに対してはきちんとお支払いしておりますので、認定決定数と支給決定数が揃っていることについておかしいとは思っておりません。

白石主査 もう少し詳しい内訳で追加資料を出していただいた方がいいですね。時間ももったいないので。

定塚課長 ちょっと数値をまだ取り切れていないようです。今ご紹介したのは4つある種類のうちの2つです。

白石主査 では、その4つに分けていただいて、問3のプロセスごとにどれだけ数があるのかを後ほどちょうだいできればと思います。

定塚課長 概括的に申し上げますと、認定申請、認定決定の段階で少しだけ落ちる件数がある。あとは最後まで大体一緒ということになっていきます。それはまた後で整理します。

鈴木専門委員 それにしましても、さっきお聞きした数字ですと、事前の、使いたいという申請と、その後実際に申請してくる、決定件数と言うんですか、そんなに差はないということでしょうか。ものすごくたくさん申請が来て、その中から選び出して助成する

といったイメージを持っていたんですけれども、実はそんなに大きな差はないということですね。

阿部室長 事前の相談はそれなりにありますが、相談自体はピンからキリまであり、そのカウントまではしていないものですから、その数字自体は明らかなものはないんですが、相談があった上で、実際に動き出す過程で、認定の申請をいただく時には、建築計画とかそういうものが必要になってきますから、その時点では助成金をもらうつもりの方が多いと思いますので、そういう意味では、最後まで行く方の方が多くなります。認定申請いただいて、認定決定に至らない例というのは、認定を目指して検討してきたので、ある時点で自分たちの方でも要件を満たさないことがわかったものの申請をするとか、そういうことで決定に至らないということですが、通常は、ある程度、ほぼ行けるだろうという方々が、自分たちの考え方をきちんと整理したもので認定申請を出していただいている場合が多いということで、そんなに数がぶれていないと。

鈴木専門委員 もう1つお伺いしたいのは、通常、この手の補助金は、予算の枠がありまして、その中で応募してきたもので予算内におさまるように優先順位をつけるなどすると思うんですが、この特別会計は、出てきたもので、基本的にきちんと計画を満たしているものは、いくらでもというのはちょっと語弊がありますが、満たしているところは基本的に予算化できることになっているんでしょうか。

定塚課長 この今の2ページの資料を見ていただきますとわかりますけれども、例えば平成18年度、実績の方が予算額を上回っております。これは、他の助成金等がございますので、他の部分からこちらに回ってきて対応いたしました。今まで、申請したけれども、できなかったというものは、最終的にはございません。ただ、平成18年度は非常に、これを見ていただきますと急増しております、この年度は非常に苦しかったのは事実です。19年度、20年度はかなり予算を増額してきておりまして、19年度、20年度について、これだけの予算を確保しておりますと、そういう事態は当面は想定できないだろうと思います。

白石主査 他というのは、具体的にどこですか。

定塚課長 両立支援レベルアップ助成金ということで、6種類の助成金制度がございます。

白石主査 その託児所以外のところですね。

定塚課長 ええ、全部で7種類ですね。

白石主査 なるほど。この中のワン・オブ・ゼムが事業所内託児施設の助成金で、6つの中から余剰の予算を持ってくるということですね。

定塚課長 はい。

白石主査 わかりました。

では、次にまいります。地方事務所が47都道府県におありになりますよね。やはり、まずご相談というのはそれぞれ、例えば大分だったら大分県の事務所にとか、東京だったら東京の事務所にご相談があると思うんですけども、この決定のプロセスと言いますか、例えば昨年、平成18年は予算を上回る執行額があった訳ですが、助成金を出すのは先着順としているのか、それともニーズか何かを勘案して待機児童の多いところを選んで出しているのかとか、優先度というのはどういうふうにつけていらっしゃるのでしょうか。

定塚課長 今申し上げたとおり、最終的にはこの助成金の要件に合ったものには出しているという状況でございます。ただ、事業所によって施設の設置時期が、申請期限より遅かったという場合は、当然次の年度に申請していただくというようなことはございますけれども、特段優先度というのは今のところつけておりません。この問3に書いてあるような形で、各地方事務所に最初にご相談が来て、書類も提出される訳ですが、その途中段階で、地方事務所だけではなくて、財団の本部にもその内容を協議して決めていくという実態になっています。ですので、地方事務所ごとに優先順位を決めたり、あるいは本部で優先順位を決めたりということは、今まではしておりません。

白石主査 そうしたら、例えば、地方事務所で予算を相当上回る形で申請が出てくることを想定した時に、何らかのスタンダードと言いますか、どういうところを基準に出していくといったものは必要だと思っておりますが、それについてはいかがですか。

定塚課長 仮に予算額があまり増えなかったら、そうした対応も必要かという話はあるのですが、幸いなことに財政当局のご理解も得まして、これだけの額を予算化しておりますので、取りあえず今年度も来年度もそのあたりの心配はないかと。

白石主査 この地方事務所というのは、主にどういう仕事をされているんですか。私も講演でお邪魔した時に、21世紀職業財団の事務所ですとお名刺をたくさんいただいたこともあり、わりと講演会活動の事務局などをやっていらっしゃるというのは存じ上げているんですが、こうした相談受付の他に、どういう役割を担っているのでしょうか。

定塚課長 助成金関係としては、今のこの7つの助成金の支給関係業務、これは全部財団関係の業務でございます。また、パート関係のものについても、同様の企業向けの助成金の支給を行っています。あとは、今言われたような企業向けの研修事業であるとか、アドバイザーであるとか、講師派遣などを行っています。

白石主査 そこにいらっしゃる方は地方採用の方ですか。

阿部室長 財団での採用ということで、正確にはわかりませんが、それぞれに採用しているかと思います。

定塚課長 詳細はわかりませんが、それぞれの地方の方で企業の経験のある方とか、あるいは行政のOBの場合もありますし、それぞれ適切な方を採用されています。

鈴木専門委員 もう1つ、要望と言うか、私ども幾つか企業のヒアリングをしたところによると、そのプロセスがよくわからないと。ホームページで多少は書いてあるのですが、どういうプロセスでどういう選ばれ方をしているかは、申請をしてみたらおそらくわかるんだと思いますけれども、申請をしない段階ではちょっとよくわからない。もしそれが、申請するかどうかにためらいがあったりする場合、むざむざと需要を消していることになりますから、もう少し情報公開あるいはルールみたいなものを提示していただくと、より良いのではないかという意見があったのです。

定塚課長 基本的には、こういったパンフレット等で、このパンフレットの7ページ、8ページのところに大体の要件等をお書きしてございます。それから、ご要望があれば、本日つけました別添2の支給要領を企業の方にもお渡ししております。なかなか支給要領というのは読みにくいものではあるんですが、これを企業の方で読んでいただければわかるようになっております。

白石主査 この支給要領というのは、ホームページからダウンロードはできるんですか。それはあった方が良いでしょうね。

定塚課長 ホームページに概略だけをお載せしております。

堀課長補佐 なかなか支給要領だけ読まれてもどういうものかわからないと思うので、ホームページの方には概略を載せているんですけども、ホームページから、今のところは支給要領をダウンロードできるようにはなっていないです。

鈴木専門委員 これだけ立派な冊子があるんですから、リンクさせることはそんなに難しくはないと思うんですね。このパンフレットをPDFか何かにして。

堀課長補佐 パンフレットも財団のホームページには載っておりません。

白石主査 あと、事業所内託児施設助成金のこのホームページのところで、託児施設の内容をちょっと拝見させていただいたんですが、乳幼児1人当たりの面積は原則として7㎡以上ということで、これは、保育所の全面積割る乳幼児数という算定でしょうか。この7㎡というのはどういう根拠なのでしょう。

阿部室長 これは制度ができた時に、その当時の保育所の補助基準と言うんですか、当時の厚生省の国庫補助に、7㎡以上で積算するという補助基準がございましたので、その数字を引用させていただくということで、当時、労働省の担当と厚生省の担当課の方と協議させていただいて、補助基準に関する情報をいただいて、こういう形でやらせていただければ、認可外保育施設としてもそれなりの運営ができるのではないかとということでご示唆いただいて、7㎡以上という基準にしたものでございます。

白石主査 通常の認可保育所とか、認可外のところでも、ほふく室がどれぐらいとか、もう少し細かな規定があるんですが、これはもうざっくり、年齢を問わず7㎡でよろしいんですか。

定塚課長 支給要領の3ページの3の(1)のところを見ていただきますと、施設の規模ということで、10人以上、7㎡以上、それから乳児室の面積が1.65㎡、保育室の面積が1.98㎡ということで、あと、ほふく室等については、特段ここでは設けていないということになっております。ほふく室等を設けていないということをかんがみますと、やはり1人当たりの面積何㎡以上という全体としての広さがある程度あることが必要なのかなと思っております。

鈴木専門委員 面積基準などは、認可保育所より少し緩めと言うか。

定塚課長 そうですね。乳児室、保育室の面積は一緒ですけども、ほふく室の部分についてが若干緩めとなっております。ただ、今申し上げたように、その部分も含めて全体として7㎡以上という要件がついているということです。

鈴木専門委員 どうして少し基準が緩和されたんでしょうか。

定塚課長 設置当初の経緯を我々も完全には把握していませんが、やはり認可というものではない、認可外という位置づけになっておりますので、そうしたこともあるのかと。あと、事業所内に設置する施設であるということもあるのかと思います。

白石主査 私もヒアリングの中から伺った話ですけれども、かなり設置当初、申請をしようとした企業などに聞いてみますと、窓口で相当の混乱があって、必要な書類を揃えても、それではないとか、再度追加とか、相当な混乱があったと聞いているんですが、今はそういう状況はないんでしょうか。

定塚課長 さすがにこれだけの件数をこなしていますし、地方でも結構設置も多いものですから。確かに、当初は慣れないということもあったかとは思いますが、今はもうないと思います。

白石主査 やはり各地方のマンパワーによる能力の差と言いますか、スキルの差を反映しないようにするのであれば、このホームページを見ればすべての必要書類がダウンロードできたり、詳しい実施要領みたいなものも取れたり、ここに一元化していただいて、すべてのものがここを見ればわかるというふうにしてしまえば、地方の相談業務などももっと軽減化できると思うんですね。それについてはいかがでしょうか。私も設置をする立場になって読んでみたんですけれども、最初に見る者にとって、少しわかりにくいんですね。

阿部室長 最初から細かいものを出すと、逆に、細か過ぎて読みにくいということもありますので、財団のホームページ自体は、まず概略的にこういったものですよというのがわかるようにお示ししてあります。他の助成金もありますので、まず概略からお示しするというで理解していただいて、では、実際にやっていくに当たってはこういう点という詳細な要件は、またさらに詳しく見られるよう、支給要領へのリンクなどおっしゃる点は考えつつ、利用していただくための情報提供の仕方ということで考えていくことはできるのではないかと考えております。

鈴木専門委員 厚生労働省本体がやっている事業ではないので、むしろこういう財団は、利用者の立場に立って、ルールを押しつけるのではなくて、ルールに合わせるようにいろいろ相談をすとか、積極的にやるということも考え得るはずですよ。少なくとも情報公開ぐらいは、少しわかりづらいという声を考慮していただくことが必要ではないかと思えます。

白石主査 あと、この仕事、助成金を出すところは、やはりこうした財団法人でなくて

はならないのでしょうか。午前中もベビーシッターのことで似たような話になったんですけども。

定塚課長 これは交付金ということになっておりまして、指定法人の業務になっております。

阿部室長 別添資料、条文の資料6ページのところをご覧くださいますと、下の方に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という法律の条文をつけてございます。30条で事業主等に対する援助ということで、国は、事業主などに対して必要な援助をするということになっておりまして、その後ろの39条に、国が行う事業のうち、指定法人に全部又は一部を行わせるという条文がございまして、その第2号で、「給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給する」ということになっております。この指定法人は、全国で一つを指定することに法律上になっておりまして、これに21世紀職業財団がなっています。また、厚生労働省令で定めるものというのが、7ページ以降に書いております給付金、それが、先ほどパンフレットの頭を書いてあった7つの助成金になりますが、そちらを法律に基づいて支給するというので、21世紀職業財団が行っているということでございます。

白石主査 法律が指定法人を指定することが前提になっているということなのですね。

阿部室長 そうですね。給付金の趣旨は、事業主にいろいろ取り組んでもらうために、国として事業主に対する支援を行うことにあります。この法律の目的を達するために、国の業務の一環としてやるに当たって、国が直接ということではなくて、指定法人という形、いわゆる民間の民法34条法人を指定するというに法律上 今ちょっと条文がありませんけれども なってございまして、その法人に民間のノウハウも活用していただきながら国の業務の一役を担っていただくという段取りを踏んでおることということでございます。

白石主査 今ここには厚生労働省のOBは何名ぐらい出ていらっしゃるんですか。会長さんが元事務次官の方ですよ。

定塚課長 非常勤でございますけれども、はい、元事務次官です。

白石主査 全職員数とかは書いていないですよ。

定塚課長 そうですね。

白石主査 後ほどそこはお教えくださいませ。

事務局 すみません、2点ほど確認させていただいてよろしいでしょうか。先ほどの運用のところに戻るんですけども、問8のご回答の後段「また」以降の部分で、原則は事業主の雇っている人の子どもでないといけないと。ただし、上回らなければそれ以外の者でも利用して可、とお答えいただいたんですが、これは支給要領の中には書かれているのでしょうか。

定塚課長 要領には明記してはおりません。あくまでも、原則としてはその事業主が雇用する労働者ということとしておりますが、7ページの1段目にある事業主団体が設置・運営する場合とか、複数の事業主が共同して設置・運営する場合、これは支給要領の方に書かれておりますが、そういったものではなくて、たまたま空いている時に他の事業所の方が利用することができるというのは、それは従業員の子どもの利用数を上回らない範囲ならやむを得ないということで認めているという運用を行っております。

事務局 それは、地方事務所にお問い合わせすれば、教えていただけるということですね。

定塚課長 そうですね、地方事務所でも本部でも同様の説明をしております。

白石主査 でも、それは設置する側にとって非常に初歩的で、かつ重要な情報ですよ。やはりランニングコストがかかっていく訳ですし、他の当該事業所以外の人にも預かれるのかどうかを初期条件として知っているかどうか、積極的に提供されるかどうかということは、相当後々まで影響を持つことだと思うんです。先ほど鈴木も申したように、やはりこれだけたくさんのお金を動かしているところですので、積極的に情報をアピールする姿勢とか、わかりやすさとか、運用上の工夫みたいなものがあれば、是非そういうものは網羅的に出していただきたいですね。

定塚課長 先ほどおっしゃられたように、基本的な支給要領といったものを積極的に出すということは大変よくわかるのですが、ただ、ここの部分については、やはり我々としては、この助成金の性格、もともと事業主が行うことに対して国が助成しているということをかんがみれば、やはり、まずはその事業所の中の従業員の方で安定的に運営ができることを基本として事業所内託児施設をつくっていかないと長続きしないだろうと考えております。運営費も非常にかかるものでございますので、運営費を永続的に助成するものではないけれども、事業所内託児所として設置・運営を永続的にできるものということを前提として考えていますので、そのためには、やはり事業主が雇用する労働者で利用し

ていけるものということの基本と考えています。ただ、そうは言ってもということで、上回らない範囲までは認めているということで、これを最初から、半分は外部の方でいいよということでPRしていった場合に、そのあたりの誤解が、もともと、では半分は外の人で、半分は中の人でということ建てようかということ建ててしまうと、制度の趣旨から言っていかなものかと。

白石主査 それは手続の問題で、最初にお出しになっても、きちんと念押しされることによって担保されるケースではないかと思うんですね。秘匿しておいて、後でこうですよというケースがフェアなのか、それとも全部情報公開しておいて、ただし、こういうことを念頭に置いてくださいよと、どちらがより実効性があるかということ、それはわかりませんよね。何のエビデンスもその時点でないですから。だから、やはり事業主にとって最も親切な情報は何かということをお考えいただいたら、私どもの申し上げていることは、さほどおかしなことではないと思うんですが。確かに、各企業が参入する中で、自分のところの従業員の子どもだけで回すのが理想、原理原則かもしれないですけども、やはり従業員の状況とか周りの環境変化とか、経営者にとってはリスクヘッジをどうしておくかがすごく大事だと思うんですね。

鈴木専門委員 私もそう思います。

事務局 今の問9のお答えもおそらく支給要領には載っていない部分かと思しますので、こういったことも、自社の労働者以外を、最初から当てにされては困るというお話は一部理解できるところなのですが、問9などについては、あらかじめ事業所側に通知されていても特に問題ない点かなと思います。

それから、すみません、もう1点ですが、支給要領の4ページの下から8、9行目あたりにある(6)の利用料の件ですが、「適正な額であること」と書かれていまして、この「適正な額」が非常にわかりづらいというのが正直なところです。例えば、認可なのか認可外なのかわかりませんが、近隣の保育所との比較において高くなくてはいけないのか、安くなくてはいけないのか、あるいは同じでなくてはいけないのか、そのあたりはどういう運用や指導になっているんでしょうか。

定塚課長 これは、原則として、近隣の保育所よりも高くないことという運用上の解釈をしております。やはり、事業所内託児施設といっても、もしその事業所でもうけようと思って非常に高い託児料の設定をしているというような場合は問題かと思しますので、近隣と比較して、原則としてということで、もちろん保育内容などに応じて、若干ケース・バイ・ケースのところもありますけれども、高くないということの基本にしています。

事務局 その料金設定についても、地方事務所とのやり取りの中で設定されていくということでしょうか。

定塚課長 そうですね、ここあたりはかなりケース・バイ・ケースで、一律にいくら以上ならどうというのはなかなか決めにくいところなのかなと思います。

堀課長補佐 事業所によっては、料金は徴収しないというところもあるかもしれないので、託児料はいくらにすべきとこちらから示すことは難しいのですが、あまり高いのは困りますので。

事務局 例えば、近隣より高くてはいけないということを書くことは、何か差し障りがあるのでしょうか。

定塚課長 高くてはいけないと書いてしまうと、では f t r t っ f v g ;、本当に1円でも高ければだめなのかということになってしまいます。そのあたりは、やはり事業所内託児施設の必要度とか、実際にかかる経費とか、そのあたりもあると思うので、少し柔軟に考えていきたい。我々としては、なるべく柔軟にしたいと思っております。

白石主査 平成16年から約30億円弱のお金が、これだけの支給件数、申請権者に対して出されているんですが、その後のフォローアップと言いましょか、たくさん開設してきた数が充実してきた中で、今、事業所内託児所に果たしてどんな課題があるのかとか、さっき、半分ぐらいは自社の子どもで、あとしようがない場合は半数ぐらい外のお子さんでもということですが、その状態がどうなっているのかというフォローはしていらっしゃいますか。

定塚課長 運営費を出している場合には、運営費は設置後5年間ということになっているので、毎年その状況は、当然のことながら伺いすることになっております。その後というのは、特段、網羅的な実態調査はしていません。事業所内保育施設全体、うちの助成金だけではなくて、すべての事業所内託児施設の状況が、何件ぐらいあるのかとか、そういうことは国としても掴んでおりますし、また事業所内託児施設であっても、各都道府県の認可外の保育施設でありますので、そういう意味では、各都道府県の認可外保育施設への監督責任があるので、そこは監督していただいていると思うのですがけれども。

白石主査 その辺をやっているかどうかは、国としてはまだ把握していらっしゃらないと。

阿部室長 そこは当課で明確な答えはできないのですが、局内ではありますけれども、保育課の方でいわゆる認可外保育施設全体についても所管しておりますから、そういう面では、認可外保育施設の指導監督についても都道府県に指示をしておりますので、その中できちんと運用されているということでございますし、認可外保育施設の設置状況なり利用状況などについての調査も、保育課の方できちんと毎年の状況は確か把握しておったかと思っておりますので、そちらの方できちんとフォローアップをしていくということになっております。

白石主査 さっきの定数の緩和、外部と内部でどれぐらいなのかというのがもしあったら、是非教えていただきたいんです。都道府県が調査されている一部でも結構ですので、その後、どういう運用がされているのかというデータがもしありましたら、後ほどでも。

定塚課長 すみません、ご質問の趣旨がよくわからなかったのですが。

白石主査 さきほど、例えば5割を超えて預かっているところもあるかもしれないですよ。5割に満たない時は、他の事業所の子どもも預かっているケースがあるでしょう。そういう実態がどうなっているかとか。

阿部室長 定員に満たない場合に、他の事業所の子どもを定員の半分まで預かっていいということではなくて、利用者数として従業員の方の子どもを超えないようにという運用をしていただいております。

白石主査 それがきちんと運用されているかどうかというのは、国としては把握していらっしゃるなくて、都道府県がきちんと指導セクションで調査しているかもしれないとおっしゃった訳ですよ。

定塚課長 そのことは都道府県では調査しておりません。都道府県で監督と申し上げたのは、保育施設として認可外であっても適切に運営しているかどうかという観点からのものでございます。

白石主査 認可外施設の位置づけですから、都道府県に指導権限があるということですね。さっきの数の問題は把握していますか。

定塚課長 先ほどの数の問題は、助成金を出す場合の事柄でございますので、我々の方でもそこまでフォローはしておりません。

阿部室長 個別調査をして、毎年のように、状況報告をいただく形は取っておりませんが、地域に開放するような形での運用をしたいということで、施設の取り扱いが助成金の趣旨と変わってくる部分がある時などには、事業主の方から財団の事務所に適宜相談に来ていただいておりますので、助成金の趣旨についてはご理解いただいているところがほとんどでございます。また、助成金支給対象となるのは、事業所内託児施設として継続した利用が見込まれるものということでパンフレットの中にもきちんと書いておりますので、運営的に厳しくなってきたというような事業主の方なども適宜相談に来て、その後の運用などについての相談をして進めております。

白石主査 それは各地方事務所に上がってくると思うんですけれども、それを集約はされていらっしゃらないということですか。

阿部室長 基本的には、地方事務所でのやり取りがあった場合は、大体本部にも結果としては上がってくるようにはなっていると思います。

堀課長補佐 個別の事例について相談があった場合には本部にも上がってきますし、場合によっては、我々のところにも相談が来るといった形です。

白石主査 その辺の取りまとめは、別にされていらっしゃらないということですか。

堀課長補佐 網羅的に全部調べてということにはしてないです。

白石主査 個別案件が上がってきた時にそれを記録するレベルということですか。

鈴木専門委員 私も実態はよくわかりませんが、一般的に、認可外でも地方単独で補助金が出ている認証とか保育室みたいなものは、補助金が出ているということで地方自治体が監督をして、見に行っているという関係が働く訳ですね。けれども、補助金はこちらの財団から出ている、地方としては、一応管轄外とまでは言いませんけれども、その辺のリンクは弱くなっている、ひょっとしたら何かおかしいことが起こっている可能性があるかもしれない。そういう場合に、それをきちんと見る仕組みがあった方がいいのではないかと。一般論としてはそう思うんですね。

堀課長補佐 今おっしゃっている話は、認可外保育施設の保育の質の確保という観点からのお話ということですね。

鈴木専門委員 と言いますよりも、その内容が、例えば保育士の人数割合などをきちんと

と満たしているかどうかとか、助成の段階で言ったことがきちんと守られているかどうかということについて、地方が指導しているから大丈夫という関係に本当にあるのかなというのがちょっと疑問に思ったんです。

定塚課長 その基準部分については、先ほど申し上げたとおり、認可外の施設についての基準ということで、地方公共団体できちんと監督をしているはずでございますので、我々がさらにそれについてフォローする必要はないですし、それをやったら、二重になるかと。

白石主査 はずというのは、どういうふうにおわかりになるんですか。しているはずという、どこにその根拠がおりになるんでしょうか。

定塚課長 認可外保育施設については、一般的に、先生もご承知だと思うんですけども、やはり質の低下であるとか、さまざまな事故とか常に問題となりますので、地方公共団体の保育担当課では、かなり気を使ってきちんとフォローしています。

白石主査 認可外も、ベビーホテルのようなものと東京都がやっています認証みたいなものは全然異質ですし、認可外を一括りにできない状況になっていると思うんですね。質的な面でも、設備的な面でも認可に迫るようなところはたくさん出てきていると思うんですね。今日も保育課長と午前中、それで1時間半ぐらいお話をさせていただいたんですが、だから、認可だと一律に良い、認可外だと一律に質が低いということは必ずしも言えないと思うんですよ。

定塚課長 すみません、そういう趣旨で申し上げた訳ではないのですが、認可外保育施設についても非常に重要だということで、都道府県からきちんと監督指導しているということは、一般論として我々は伺っておりますので、もしそうでない県があれば、それはその県の方できちんとやっていただくということです。

白石主査 補助金の出どころが国に、この特別会計のところにあるのですから、その出したものがきちんとうまく運用されているかどうか、その事務手続は地方に任せていたとしても、やはり情報のリンケージとか、それを次の対策に活かしていくための方策をおつくりになるのが厚生労働省の役目ではないかと思うんですね。何かお話を伺っていると、そこは地方に、ここは国の役割、そこは地方の事務所というふうにそれぞれ連関性がない中で動いているような気がして仕方がないんですね。

お時間も過ぎましたので、本日はこれで終えて、また何か追加でお伺いすることがございましたら、事務局からご連絡を差し上げたいと思います。

鈴木専門委員 1点だけよろしいですか。先ほど、この職業財団の指定法人は全国で1つとなっているということですが、その根拠、別に、皆さんにお聞きしなくても、もっと一般的な話かと思うんですが、1つでなければいけない理由があるのでしょうか。一般論としては、こういう事業については複数の財団が請け負って、それぞれ競争し合ってより良くしていくというメカニズムが働く気がするんですけども、1つでなければいけないという理由は何かあるのでしょうか。

定塚課長 国の補助金を国のかわりに統一的に、まさに今の基準も統一的にしている訳ですけども、統一的に支給するというので、これは育介法の36条の方に、「全国に一を限って」ということで明文で規定があります。

鈴木専門委員 全国で統一的になるものは1つぐらいしかないだろうということでしょうか。

定塚課長 助成金支給業務ですので、やはり助成金の今申し上げたような支給の基準をきちんと理解して、本部にも地方に指導してもらわなくてはいけない訳ですから、それがまた2つあったら、本部の指導が別々で、事務所ごとに対応がばらばらだということにもなりかねないと思います。

鈴木専門委員 わかりました。

白石主査 39条というのは、指定法人を指定した時とは読めるんですが、指定しなかった時はどうなるのかと。

阿部室長 指定しなければ、国が自分でやるということです。

定塚課長 36条に「指定する」という条文がございますので、指定されていない法人では困るんです。

白石主査 では、よろしいですか。お忙しい中、時間をオーバーしてしまいましたけれども、いろいろ貴重な意見を伺い、どうもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

(以上)